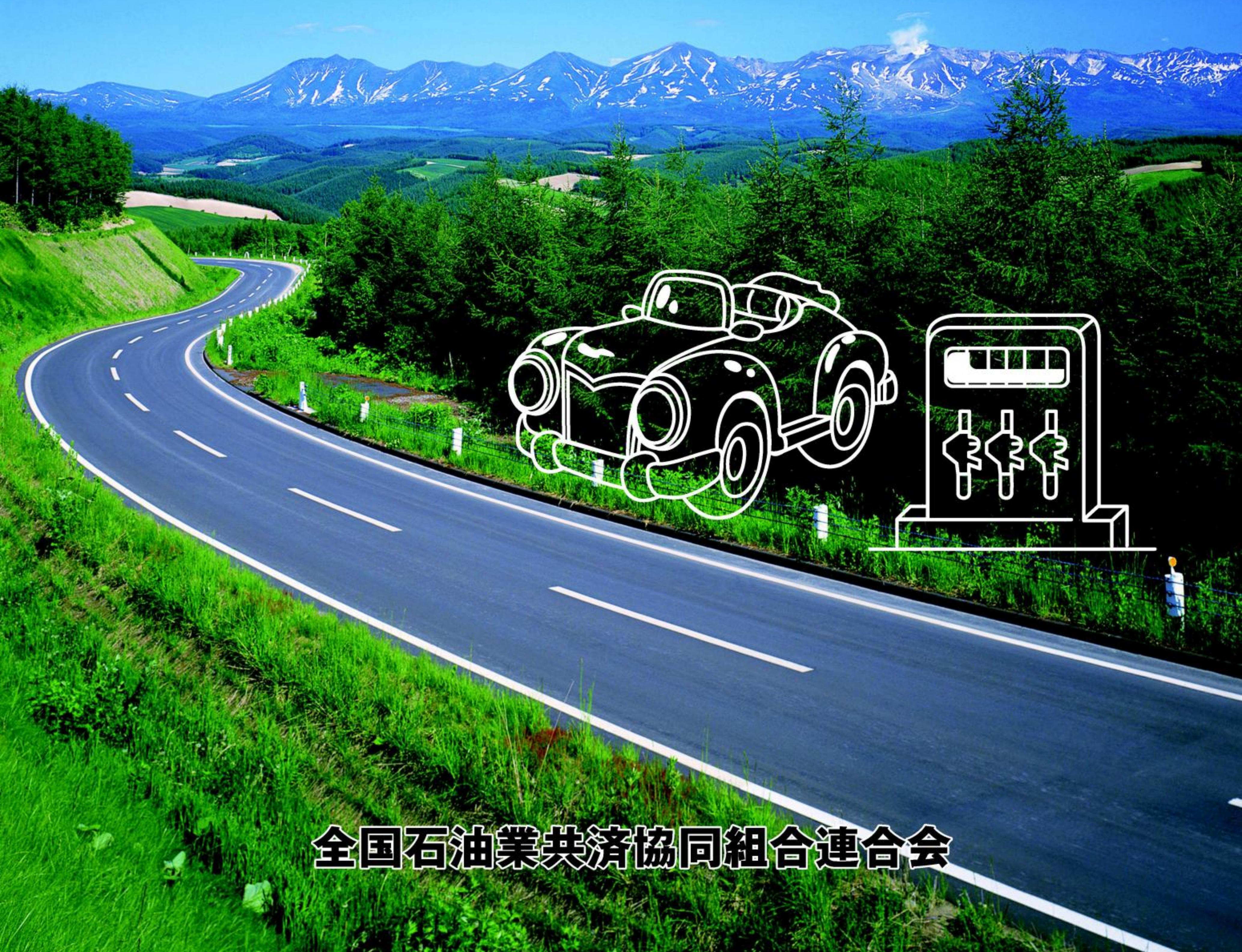


平成 29年度

# 全石連 SS総合共済

(全石連サービスステーション総合共済)



全国石油業共済協同組合連合会

# SS総合共済の特長

- 1. SS業務を取り巻く様々なリスクをカバーします。**
- 2. 「賠償交渉相談サービス」を提供しています。**

被害者と示談交渉を進める際の対処方法などについて無料で外部の専門家によるアドバイスを行なっています。

SSでの事故対応の経験豊富な弁護士をご紹介できます。

- 3. 専用の保険商品とのセット加入で補償範囲を拡大できます。**

## ●SS受託自動車保険

お預かりしたお客様の車で起こした対人・対物事故を補償します。

## ●SS総合安心プラン

SS総合共済の補償額を超える賠償事故に備えます。

## ●SSパートアルバイト専用傷害プラン

SSの従業員の仕事中・通勤途上のケガを補償します。

## ●受託者賠償責任保険

タイヤ預りサービスをご提供されているSS用の保険です。

# 目 次

1. 補償内容	P.3
2. お申込み	P.5
3. 無事故割引制度	P.7
4. 事故割増制度	P.8
5. 制度全体のご注意事項	P.9
6. 事故が起きた場合の対応	P.13
7. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)	P.17

## 保険商品のご案内 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

1.SS受託自動車保険	P.19
2.SS総合安心プラン	P.23
3.SSパートアルバイト専用傷害プラン	P.25
4.受託者賠償責任保険	P.27

# 1. 補償内容

共済種目	補償の概要	補償限度額	
自動車管理者賠償	給油、洗車、オイル交換等のSS業務のためにお客様から預かった自動車(受託車)に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	対物 賠償	1事故 100万円 期間中 100万円
		代車 費用	1事故 5万円
生産物賠償	SS業務の遂行に伴い販売・提供した商品の欠陥やSS業務の結果(商品の誤配、作業ミス)が原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	対人 賠償	1名 50万円 期間中 100万円
		対物 賠償	1事故 50万円 期間中 100万円
		代車 費用	1事故 5万円
施設賠償	SS施設の管理不備、SS業務遂行上のミスが原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	対人 賠償	1名 100万円 1事故 200万円
		対物 賠償	1事故 100万円 期間中 200万円
		代車 費用	1事故 5万円
盗難	SS建物内に保管されているSS業務に係る現金・商品の盗難による損害を補償します。	1事故 30万円 期間中 100万円	
動産総合	SS構内のサービス機器が火災・落雷や衝突事故等で被った損害を補償します。	1事故 100万円 期間中 200万円	
ガラス	SS建物の外面窓ガラス、ドアガラスが突発的な事故で割れた場合の損害を補償します。	1事故 10万円 期間中 20万円	

SS業務の範囲～本共済でのSS業務とは、次の業務に限られます。

- ①ガソリン、軽油などの自動車用燃料(LPガスを除きます。)および灯油・重油等の石油製品の販売業務(石油製品の配送業務を含みます。)
- ②自動車(部品および付属品を含みます。)の点検、修理、調整、洗車。ただし、板金、塗装および分解・整備(※)は除きます。
- ③自動車に対するオイル、水、部品、付属品等の供給
- ④農耕用機器、船舶等に対する給油業務
- ⑤セールルーム内における飲食物・雑貨その他物品の販売、提供。ただし、SSに併設されているコンビニエンスストア等での販売、提供は除きます。
- ⑥車検取次業務、車検代行業務、修理取次業務

【車検取次業務】提携整備工場やユーザー車検代行業者等への紹介業務をいいます。

【車検代行業務】車検のため車を車検場に持ち込む業務をいいます。

【修理取次業務】自動車修理などのため自動車整備工場や板金、塗装工場への紹介業務をいいます。

自己負担額	お支払い事故例
5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洗車機の操作ミスで車にキズをつけた</li> <li>●従業員がSS内でお客様の車を移動する際、防火扉にぶつけてしまった</li> <li>●タイヤ交換で預かったお客様の車を納車する際に、電柱に衝突してしまった</li> <li>●車の窓が開いたまま洗車機で洗車をしてしまった</li> </ul>
5万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オイル交換の際、ドレンボルトの締め付け不足でエンジンが焼き付いた</li> <li>●タイヤ交換の際、ボルトの締め付け不足で走行中にタイヤが外れた</li> <li>●灯油のポリタンクの蓋の締め方が不十分で車内に灯油がこぼれた</li> </ul>
3万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●倒れた看板がSSの前の道路に停車中の車に当たった</li> <li>●SSのキャノピーに積もっていた雪が落ちてきてSSに入ってきた車に当たった</li> <li>●排水口の蓋が外れていて、SSに入ってきた車の下部に当たってしまった</li> <li>●ドライブウェイにこぼれていたオイルでお客様が滑ってケガをした</li> </ul>
1万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●閉店後のSSに侵入者によって釣銭と陳列していた商品が盗まれた</li> <li>●営業中に強盗が押し入り、レジ内の売上金を強奪された</li> </ul>
3万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外設の釣銭機が盗難目的で壊された</li> <li>●落雷による異常電流で計量器が壊れた</li> <li>●洗車機が当て逃げで壊された</li> </ul>
1万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●突風でタイヤラックが倒れ、入り口のドアガラスが割れた</li> <li>●閉店後に何者かにガラスを割られた</li> </ul>

### 【※分解・整備の定義】

道路運送車両法施行規則第3条に定める次に掲げるものとします。

- ①原動機を取り外して行う自動車整備または改造
- ②動力伝達装置のクラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフトまたはデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備または改造
- ③フロント・アクスル（独立懸架装置を含む。）またはリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- ④かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部またはかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備または改造
- ⑤制動装置のマスター・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ、チャンバー、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）もしくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、または二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備または改造
- ⑥緩衝装置のシャシばね、スタビライザ、トルク・ロッドまたはショック・アブソーバを取り外して行う自動車の整備または改造
- ⑦牽引自動車または被牽引自動車の連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造

## 2.お申込み

### 共済期間

**平成29年11月15日から平成30年11月14日まで**

- 中途加入は随時受け付けています。
- 中途加入の共済期間は、加入日から平成30年11月14日までとなります。

### 掛金

**基本掛金 1ss 1年間65,000円**

中途加入の掛金は加入日によって下表のとおりとなります。

加入日	掛金
平成29年11月15日から 平成29年12月14日まで	65,000円
平成29年12月15日から 平成30年1月14日まで	59,000円
平成30年1月15日から 平成30年2月14日まで	54,000円
平成30年2月15日から 平成30年3月14日まで	48,000円
平成30年3月15日から 平成30年4月14日まで	43,000円
平成30年4月15日から 平成30年5月14日まで	37,000円

加入日	掛金
平成30年5月15日から 平成30年6月14日まで	32,000円
平成30年6月15日から 平成30年7月14日まで	27,000円
平成30年7月15日から 平成30年8月14日まで	21,000円
平成30年8月15日から 平成30年9月14日まで	16,000円
平成30年9月15日から 平成30年10月14日まで	10,000円
平成30年10月15日から 平成30年11月14日まで	5,000円

## お申込み

- 石油組合の組合員の運営するSSが加入できます。
- 本共済は、「自動継続制」となっています。  
共済金の支払回数・金額に基いて継続掛金をご案内します。  
所定の期日までに解約の申し出がない場合は、自動的に継続され継続掛金を口座振替によりお支払いいただきます。
- ご加入後は「加入証書」を発行いたしますので、大切に保管してください。

## 掛金のお支払い

- 掛金は口座振替によりお支払いいただきます。
- 加入申込時に振替口座をご指定いただきます。



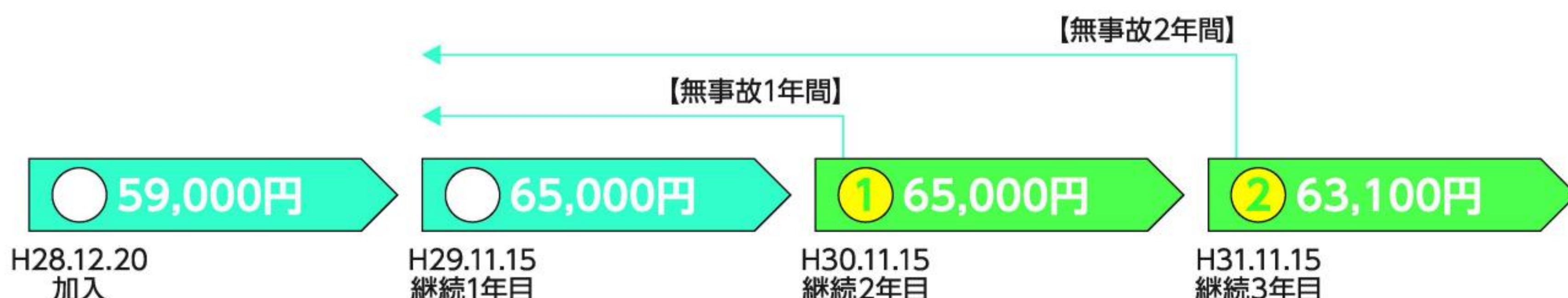
### 3. 無事故割引制度

- 共済金の請求のなかった無事故年数に応じて継続時の掛金の割引をします。
- 中途加入の場合、無事故期間の計算対象は、1回目の継続時が起点となります。
- 無事故割引が適用されていたSSが共済金の支払いを受けると、翌年度の継続加入時に事故割増制度の対象になります。

無事故年数	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間以上
掛 金	65,000円	63,100円	61,800円	58,500円	47,500円



- H29.11.15に「無事故年数1年間」—— 掛金65,000円で継続します。
- H30.11.15に「無事故年数2年間」—— 掛金63,100円で継続します。
- H31.11.15に「無事故年数3年間」—— 掛金61,800円で継続します。



- H29.11.15の継続時から「無事故年数」のカウントの対象になります。
- H30.11.15に「無事故年数1年間」—— 掛金65,000円で継続します。
- H31.11.15に「無事故年数2年間」—— 掛金63,100円で継続します。



- 共済金の支払いを受けると、継続時に事故割増掛金の適用対象となります。

## 4. 事故割増制度

- 共済金の金額、支払回数に応じて、継続加入時に所定の事故割増掛金が適用されます。
- 事故割増掛金の計算対象期間
  - 新規加入：加入日から直後の8月15日まで
  - 継続加入：8月16日から翌年の8月15日まで
- 事故割増掛金が適用されたSSが計算対象期間中に共済金の支払いを受けなかった場合、翌年度の継続掛金は基本掛金が適用されます。
- 複数の共済種目（自動車管理賠償、生産物賠償、施設賠償、盗難、ガラス、動産総合）にわたる同一日、同一原因での事故は、支払回数1回でカウントします。  
例：SSへの侵入者に、①ドアガラスを割られ、②POSレジを壊され、③現金を盗まれた場合、支払回数1回とカウントします。
- この共済契約と重複する共済契約や保険契約（以下「他の共済契約等」といいます）に加入していて、「他の共済契約等」から共済金・保険金を受け取られたとき、他の共済契約等から本共済に共済金・保険金の求償が行われる場合があります。  
他の共済契約等からの求償に応じて、この共済からお支払いした場合は、事故割増制度の対象となります。
- 継続加入しなかった（解約）SSが再加入する時の掛金は、継続掛金として提示されていた掛金が適用されます。ただし、解約時から5年以上経過している場合は、基本掛金が適用されます。

支払回数 共済金額	1回		2回		3回以上	
	割増率	上限率	割増率	上限率	割増率	上限率
6万円以上10万円未満	10%	110%	15%	120%	20%	130%
10万円以上20万円未満	20%	140%	25%	150%	30%	180%
20万円以上30万円未満	25%	180%	30%	210%	35%	250%
30万円以上50万円未満	30%	260%	35%	280%	40%	320%
50万円以上	35%	350%	40%	370%	45%	400%

次の算式により計算されたA、Bのいずれか低い額が継続掛金となります。（百円未満四捨五入）

A. 割増率基準掛金 = 基本掛金65,000円 + (支払共済金総額×割増率)

B. 上限率基準掛金 = 基本掛金65,000円×上限率

### ■ 支払回数1回／共済金総額300,000円の場合

継続掛金

A. 割増率基準掛金 155,000円

65,000円 + (300,000円 × 30%)

B. 上限率基準掛金 169,000円

65,000円 × 260%

### ■ 支払回数1回／共済金総額480,000円の場合

A. 割増率基準掛金 209,000円

65,000円 + (480,000円 × 30%)

B. 上限率基準掛金 169,000円

65,000円 × 260%

【無事故1年間】

無事故割引掛金



【共済金支払】

H29.11.15

継続

事故割増掛金

65,000円

H30.11.15

継続

- H28.11.15に事故割増掛金で継続した後、無事故であった場合、H29.11.15の継続時には基本掛金65,000円が適用されます。

## 5. 制度全体のご注意事項

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
共通 自動車管理者賠償 生産物賠償 施設賠償	<b>SS業務</b> に起因して発生した事故により、第三者に対して負担することとなった法律上の賠償責任を補償します。	1.共済契約者またはその使用者の故意 2.被共済者が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害 3.被共済者と世帯を同じくする親族の損害 4.被共済者の使用人が業務中に被った身体の障害によって生じた損害 5.排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた損害 6.被共済者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 7.共済の対象の使用不能に起因する損害 8.地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による損害 9.戦争、内乱、暴動 10.修理・点検・加工に関する技術の拙劣、仕上不良に起因する損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害者(お客様など)との示談交渉はご加入者様自身で行ってください。</li> <li>●損害額は、事故発生時の時価額(使用年数に応じた減価償却を考慮した額)を限度に補償します。</li> <li>●時価額を超える修理費がかかる場合は時価額限度の共済金のお支払いになります。</li> <li>●被害者側にも過失がある場合、その過失分は被害者側にご負担いただくことになります。</li> <li>●法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は共済金の支払対象なりません。</li> </ul>
自動車管理者賠償	給油、洗車、オイル交換等の <b>SS業務</b> のためにお客様から預かった自動車(受託車)に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	1.被共済者、従業員、被共済者の同居の親族が行なったまたは加担した自動車の盗難による損害 2.自動車の使用不能に起因する賠償責任 3.被共済者、従業員または被共済者の同居の親族が私的目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取による損害 4.自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する損害 5.法令に定められた運転資格を持たない者や酒気を帯びた者によって運転されている間に生じた自動車の損壊に起因する損害 6.SS業務のためにお客様から受託する自動車を使用・管理中にその自動車で起こした対人・対物事故に起因する損害 7.SS業務に関連のない他人の自動車の保管中に起きた事故に起因する損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受託中のお客様の車で起こした対人・対物事故に係る賠償損害は補償対象外となります。SS受託自動車保険にご加入ください。</li> </ul>

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
生産物賠償	SS業務の遂行に伴い販売・提供した商品の欠陥やSSで行なった作業ミスが原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	1.生産物またはSS業務のかしに基づく生産物またはSS業務の対象物の損壊自体の賠償責任 2.被共済者の故意・重過失により、法令に違反して販売・提供された商品または行ったSS業務の結果に起因する損害 3.被共済者が、機械、装置または資材を、SS業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任	
施設賠償	SS施設の管理不備、SS業務遂行上のミスが原因で第三者に損害を与え負担することとなった法律上の賠償損害を補償します。	1.石油物質が公共水域(海、河川、湖沼、運河)に流出した事故に起因する損害 2.SS施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害 3.自動車の所有、使用または管理に起因する損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務中に起こした自動車事故による賠償損害は補償対象外となります。</li> </ul>
盗難	SS建物内に保管されているSS業務に係る現金・商品の盗難による損害を補償します。	1.共済契約者、被共済者の故意または重大な過失による損害 2.地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による損害 3.戦争、内乱、暴動 4.台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災による損害 5.詐欺または横領による損害 6.共済の対象の置き忘れまたは紛失による損害 7.現金等の勘定違いによる損害 8.被共済者の親族・使用人が単独または共謀して行った盗難による損害 9.万引きその他SS建物内に不法に侵入しなかった者により行われた盗難による損害 10.満15才以上の者が72時間を超える不在時に起きた盗難による損害 11.帳簿その他の資料により、証明できない現金等または商品の損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必ず警察に届け出て、盗難の受理番号を確認してください。</li> <li>●以下の物件はお支払い対象外となります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種商品券、有価証券、切手、印紙、プリペイドカード</li> <li>◆宝石類、貴金属、骨董品</li> <li>◆SSに併設された店舗(コンビニエンスストア等)で販売されている商品および同店舗に係る売上金等の損害</li> <li>◆地下タンク等のタンクに納置中および開封した容器に収容中の油類</li> <li>◆SS従業員、その他第三者の私物、預かり物</li> </ul> </li> </ul>

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
動産総合	<p>SS構内のサービス機器が火災・落雷や衝突事故等で被った損害を補償します。</p> <p>対象となる機械設備は以下の通りです。</p> <p>給油計量機(基礎部分および地下タンク・地上タンクを除き、ポータブルを含みます。)、POS機器、自動釣銭機、洗車機、オートリフト、コンプレッサー、充電器、オイルチェンジャー、タイヤエンジニア、ホイールバランサー、ガスチャージャー、マット洗い機、防犯機器、油面計、スチームクリーナー、サインポール、屋外照明用水銀灯、電飾看板、自動販売機、ルブリケーター、オイルキャビネット、ドラムキャビネット、エアタワー、給水塔、ネオンサイン、大型ネオンサイン。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による損害</li> <li>2.被共済者と同じ世帯に属する親族の故意による損害</li> <li>3.共済の対象の自然の消耗または劣化もしくは共済の対象の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いによる損害</li> <li>4.共済の対象の欠陥による損害</li> <li>5.差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害(ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害は除きます。)</li> <li>6.共済の対象に対する加工処理による損害</li> <li>7.共済の対象に対する修埋、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣による損害(ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。)</li> <li>8.共済の対象のかしによる損害</li> <li>9.偶然な外来の事故に直接起因しない共済の対象の電気的または機械的事故による損害(ただし、これらの事故によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。)</li> <li>10.詐欺または横領による損害</li> <li>11.地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>12.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害</li> <li>13.核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害</li> <li>14.台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災</li> <li>15.共済の対象の使用不能に起因する収益減少の損害</li> <li>16.代替機の取付け・取外し費用、代替機使用料、代替機運搬費、消防申請に係る費用</li> <li>17.共済の対象に生じた汚損、擦損、塗料の剥落その他単なる外形上の損傷であって、共済の対象の機能に直接関係のない損害</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●損害額は、事故発生時の時価額(使用年数に応じた減価償却を考慮した額)を限度に補償します。</li> <li>●以下の物件はお支払い対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆什器、備品(ロッカー、金庫、テレビ、コピー機等)</li> <li>◆スパナ、レンチ等の工具類</li> <li>◆建物およびシャッターその他の建物の付属物、キャノピーならびに計量器の基礎工事部分</li> <li>◆防火壁、地下タンク等の構築物</li> <li>◆SS従業員、その他第三者の私物、預かり物</li> </ul> </li> </ul>

共済種目	補償の概要	お支払いできない主な場合	ご注意事項
ガラス	SS建物の外面窓ガラス、ドアガラスが突発的な事故で破損した場合の損害を補償します。	1.共済契約者または被共済者の故意または重大な過失 2.被共済者と同じ世帯に属する親族の故意 3.差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 4.取り付け上の「かし」 5.地震・噴火またはこれらによる津波 6.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 7.核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故 8.台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災 9.火災(消防または避難に必要な処置によって共済の対象に生じた損害を含みます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の物件はお支払い対象外となります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆SS建物内のガラス</li> <li>◆ドア枠、サッシ、ドアノブ、鍵等</li> </ul> </li> </ul>

# 6.事故が起きた場合の対応

- 事故が発生したときは、遅滞なく所属の石油組合または本会にご連絡ください。
- 事故の種類によって必要となる書類の提出がされない場合、共済金の一部を差し引いてお支払いすることがあります。
- 盗難事故が発生したときは、必ず警察に届け出してください。
- 共済金請求権には時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 他の共済契約や保険契約の有無および加入内容について、遅滞なく通知してください。
- 本会が加入者に代わり示談交渉は行いません。加入者ご自身で被害者と示談交渉を行なってください。なお、示談交渉を進めるにあたりお困りの場合は、「賠償交渉相談サービス」をご利用ください。

下表をご参考に事故の種類に応じて必要な書類と「共済金請求書」を所属の石油組合にご提出ください。

提出書類	対物 事故	対人 事故	盗難	動産 総合	ガラス
1.共済金請求書	<input type="radio"/>				
2.修理費の請求書・修理費の明細が記載されている書類	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3.示談書(本書添付のものをコピーしてご利用ください。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
4.写真(被害物件の修理前と修理後の写真、加入SSの全景写真)	<input type="radio"/>				
5.預かり車であることを証明する帳票(給油伝票、作業指示書、入庫伝票等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
6.損害額を証明する書類(日計表、現金出納簿、商品台帳等)			<input type="radio"/>		
7.盗難届証明書(警察が証明書を発行しない場合は受理番号を記入)			<input type="radio"/>		
8.医師の診断書、治療費の明細書		<input type="radio"/>			

- 本会は、被共済者が共済金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に共済金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被共済者との協議のうえ、共済金支払いの期間を延長することができます。

- 共済契約者や被共済者が正当な理由なく、本会の確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に共済金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

## 動産物件の損害額の算定について

動産総合の補償対象機器(計量機、洗車機等)の損害額は、損害発生時の時価額が基準となります。

修理費のうち部品代については、使用年数に応じた所定の減価償却分を控除させていただきます。

時価額：同等の物を新たに購入するのに必要な金額(再調達価額)から使用による消耗分を控除した金額をいいます。損害を受けたサービス機器が十分に機能を発揮しSS業務に使用されていた場合、時価額の査定は下記によります。

使用年数8年未満 —— 再調達価額の50%限度

使用年数8年以上 —— 再調達価額の30%限度

## 共済金の対象範囲について

事故の発生原因、法律上の賠償責任の範囲等を勘案し、共済金を査定しています。

請求内容の全てが共済金の支払対象になるとは限りません。(迷惑料、精神的慰謝料等は対象外です。)

## 示談交渉について

この共済には、本会が加入者様に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。

加入者様ご自身で被害者と示談交渉を行ってください。(本書付属の示談書をご利用ください。)

専門家が示談交渉をサポートする「賠償交渉相談サービス」をご提供していますので、ご利用ください。

## 修理内容の事前承諾、修理費の協定について

被害車両の修理実行に当たって、本会の事前承諾は不要です。

修理業者から修理内容の説明を受け、賠償義務のある範囲に対して必要な修理を依頼してください。

事故とは無関係である部分の修理費用は共済金の対象外となります。(例:事故当時に古くなっていたバッテリーを交換した)

## よくあるご質問

►Q1:お客様の車で起こした対人・対物事故は補償対象となりますか。

►A1:補償対象外となります。SS受託自動車保険(19頁)に加入されていれば、相手方の対人、対物事故が補償されます。

►Q2:洗車で預かった車につけた傷の修理を部分塗装では納得してもらえず、全面塗装をすることで示談したのですが、塗装費用は対象となりますか。

►A2:部分塗装で修復可能であるのに全面塗装をすることは過剰修理となります。共済金の支払対象となるのは、部分塗装相当分となります。

►Q3:修理前の見積書の金額で共済金を請求できますか。

►A3:修理金額が確定した内容で査定を行っているので、共済金の請求に当たっては、修理業者からの請求書をご提出ください。

►Q4:修理はしないで同クラスの車の購入を要求されていますが、共済金の支払対象となりますか。

►A4:代替車の購入で賠償する場合、損害を受けた車と同等程度(年式、走行距離、グレードなど)の中古車価格を参考に共済金を査定します。

修理見積額と代替車の価格のどちらか低い額が支払い対象額となります。

►Q5:台風で壊れたキャノピーの損害は、共済金の支払対象となりますか。

►A5:キャノピー、防火扉、アイランド、シャッター等の構築物の損害は支払い対象外となります。

# サービスステーション総合共済 共済金請求書

記入日	年 月 日
-----	-------

全国石油業共済協同組合連合会 御中

貴会指示の必要書類添付のうえ、下記事故に係る共済金を請求します。

なお、共済金は掛金振替口座への振り込みをもって支払いがなされたものとみなします。

事故種類	1.自動車管理者賠償	2.生産物賠償	3.施設賠償	4.盜 難	5.ガラス	6.動産総合
ご加入者	〒 電話 ( )					
	印					
加入証書 番 号			他の保険	無 会社名( )		
SS名称				ご担当者		
SS住所	〒 電話 ( )					
事故日	年 月 日 午前・午後			時頃	作業者	
事故状況						
自動車損害	被害者 1	氏 名			損害額	円
		住 所	〒		電話	( )
		修理業者				電話
	被害者 2	氏 名			損害額	円
		住 所	〒		電話	( )
		修理業者				電話
動産損害	物件 1	物 件	取得 年月	年 月	損害額	円
		修理業者				電話
	物件 2	物 件	取得 年月	年 月	損害額	円
		修理業者				電話
盗 難	届出警察	署 電話 ( )				
	受理番号				損害額	円
ガラス	修理業者	電話 ( )		損害額	円	
対 人	被害者				損害額	円
	病院名					電話 ( )

本書をコピーしてお使いください。

# 示談書

事故発生日時	年   月   日	午前 · 午後	時	分頃
事故発生場所				
当事者 甲	住 所			
	氏 名			
当事者 乙	住 所			
	氏 名			
事故原因・状況				
示談内容				
示談金額	円			
上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。				
年           月           日				
当事者 甲			印	
当事者 乙			印	

# 7.重要事項(等)説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】

- 契約概要是ご加入いただく共済の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。ご加入される前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく共済のお申し込みをいただくにあたり、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご加入される前に必ずお読みください。
- 本書面はご加入いただく共済に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、SS総合共済約款によりますが、ご不明な点につきましては、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

## この共済のあらまし(契約概要のご説明)

### ●商品の仕組み

この共済は、SS業務に関連して発生する偶然な事故により契約者が被る経済的損失を補償する共済です。

### ●補償の内容

①共済金をお支払いする主な場合、お支払いする共済金、②共済金をお支払いしない主な場合等につきましては、パンフレット9頁をご確認ください。

### ●共済期間

平成29年11月15日から1年間となります。共済期間途中でのご加入は、隨時受け付けています。

中途加入の場合の共済期間は加入日から平成30年11月14日午後12時までとなります。

### ●加入条件、共済掛金、共済掛金払込方法等

#### ・加入資格

この共済への加入は、全石連の会員である都道府県石油組合に加入する組合員が運営するSSに限ります。  
組合員以外の方からの加入申込はお引受けできません。

#### ・共済掛金

共済掛金は加入日によって異なります。また、契約継続に係る共済掛金は前年度加入期間中の共済金請求の有無、支払回数、支払共済金の額に応じて、所定の無事故割引、事故割増が計算され共済掛金が決定します。

#### ・共済掛金のお支払方法

共済掛金は契約者の指定口座から口座振替の方法により払込日に一括してお支払いいただきます。

契約者のご都合により払込日に振替ができなかった場合には、別途定める払込日までに全石連指定の口座に払い込みください。

#### ・中途脱退

この共済を解約される場合は、所属の石油組合までご連絡ください。

### ●満期返戻金・契約者配当金

この共済には、契約者割戻し、満期返戻金、契約者配当金はありません。

## ご加入に際して、特にご注意頂きたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この共済は営業または事業のためのご契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

①契約者には、ご契約時に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがあります。

②本共済契約以外に、類似の他の保険契約または他の共済契約を締結されている場合は、必ずその内容を申込書にご記入ください。

③類似の他の保険契約または他の共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用されることがありますのでご注意ください。

### 3. 個人情報の取扱について

①共済契約者は、本契約に関する個人情報を、全石連に提供します。

②全石連は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、全石連の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先等に提供を行います。

## ご注意

- この共済契約と重複する共済契約や保険契約(以下「他の共済契約等」といいます)がある場合は、次の通り共済金をお支払いします。
  - ・他の共済契約等で共済金や保険金が支払われていない場合  
→他の共済契約等とは関係なく、この共済契約のご契約内容に基づいて共済金をお支払いします。
  - ・他の共済契約等で共済金や保険金が支払われている場合  
→損害額から既に他の共済契約等で支払われた共済金や保険金を差し引いた残額に対し、この共済契約のご契約内容に基づいて共済金をお支払いします。
- 他の共済契約等でこの共済契約に優先して共済金または保険金が支払われた場合、他の共済契約等から重複契約における他の共済契約等の負担部分を超えて支払った共済金・保険金についてこの共済契約に共済金・保険金の求償が行われる場合があります。
- 他の共済契約等からの求償に応じて、この共済契約から共済金をお支払いした場合、事故割増金制度の対象となりますのでご注意ください。
- 他の共済契約等からの求償については、保険法第20条で定められており、そのポイントは次のとおりです。
  - ・重複契約の場合であっても、各保険会社は、自ら締結した損害保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負います。→ただし、被保険者は損害額を超えて複数の保険者から保険金を受け取ることはできません。
  - ・自己の負担部分を超えて保険金を支払った保険会社は、他の保険会社に対する求償権を有します。

## 保険法第20条（重複保険）

### 第二十条

損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなる場合においても、保険者は、てん補損害額の全額(前条に規定する場合にあっては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額)について、保険給付を行う義務を負う。

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額(各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。)を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分(他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

## お問い合わせ先

組合名	電話番号	FAX番号
北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	011-811-7498
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	017-722-1421
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	019-654-0112
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	022-264-1072
福島県石油業協同組合	024-546-6252	024-546-6253
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	018-862-2591
山形県石油協同組合	023-664-2821	023-625-2885
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	025-233-1514
長野県石油協同組合	026-254-5600	026-254-5605
群馬県石油協同組合	027-251-1888	027-251-1771
栃木県石油協同組合	028-622-0435	028-622-0472
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	029-224-2461
千葉県石油協同組合	043-246-5225	043-242-0172
埼玉県石油業協同組合	049-235-5111	049-235-5101
東京都石油業協同組合	03-3593-1421	03-3593-0336
神奈川県石油業協同組合	045-641-1351	045-662-9408
静岡県石油業協同組合	054-282-4337	054-286-6598
山梨県石油協同組合	055-233-5850	055-232-5044
愛知県石油業協同組合	052-322-1550	052-322-5080
三重県石油業協同組合	059-225-5981	059-226-5543
岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903	058-271-2905
富山県石油業協同組合	076-429-8811	076-429-8820
石川県石油販売協同組合	076-256-5330	076-238-3330
福井県石油業協同組合	0776-34-3151	0776-34-0132
滋賀県石油協同組合	077-522-7369	077-523-1005
京都府石油協同組合	075-642-9733	075-642-9301
大阪府石油協同組合	06-6362-2910	06-6362-2914
奈良県石油協同組合	0742-26-1800	0742-27-4611
和歌山県石油協同組合	073-431-6251	073-431-8693
兵庫県石油協同組合	078-321-5611	078-321-5615
岡山県石油商業協同組合	086-246-2040	086-246-2151
広島県石油販売協同組合	082-261-9431	082-264-1022
鳥取県石油協同組合	0859-21-1400	0859-21-1401
島根県石油協同組合	0852-25-4488	0852-27-8544
山口県石油協同組合	083-973-4400	083-973-4402
徳島県石油事業協同組合	088-622-6406	088-655-0248
高知県石油業協同組合	088-831-0439	088-833-9988
愛媛県石油業協同組合	089-924-3856	089-923-4735
香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665	087-833-9665
福岡県石油協同組合	092-272-4564	092-281-0507
大分県石油販売協同組合	097-533-0235	097-533-0237
佐賀県石油協同組合	0952-22-7337	0952-25-0974
長崎県石油協同組合	095-826-4181	095-826-0649
熊本県石油販売協同組合	096-285-3355	096-378-3622
宮崎県石油協同組合	0985-24-7775	0985-26-0600
鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822	099-253-1578
沖縄県石油業協同組合	098-998-1871	098-998-1875
全国石油業共済協同組合連合会	03-3593-5844	03-3597-1712